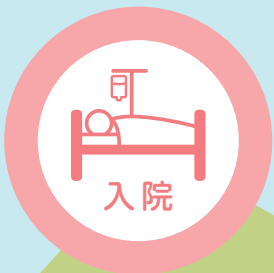


終身タイプ

長期医療保険



保障は必要な分だけ。だから家計にも安心。



ハビネス共済会

一般財団法人 ハビネス共済会



終身保障で
す〜っと
安心ハピ!!

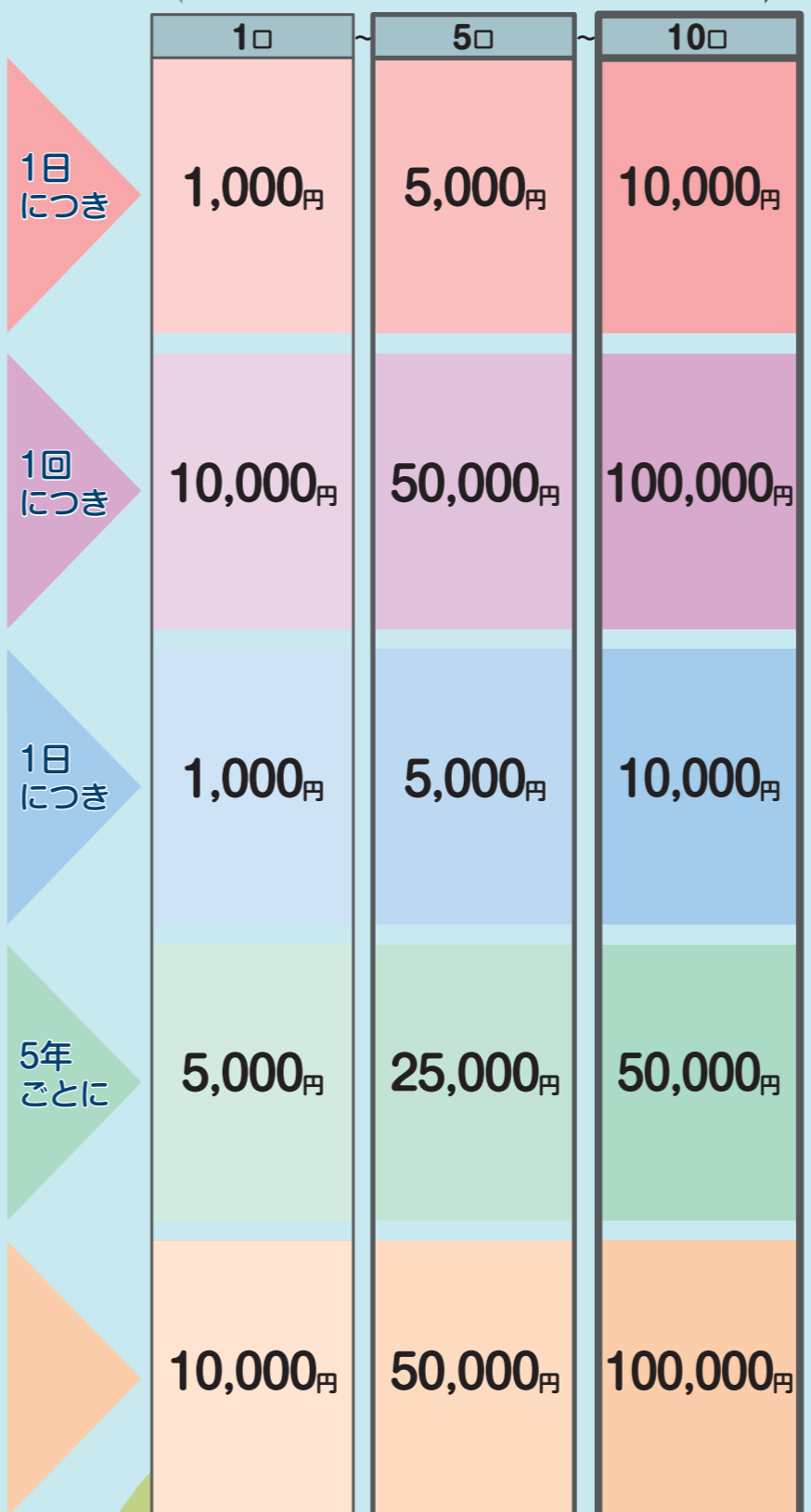
——ペッコぷらすで医療費の自己負担軽減にお役立てください——

ペッコがたくさん集まって一生涯の安心保障!

👍0歳～満71歳まで加入OK!

1口～10口の範囲内で加入口数をご選択いただけます

<p>ペッコ1 病気・ケガで 入院したとき (日帰り入院から)</p>	<p>基本入院給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気やケガの治療のため入院した場合、お支払いします。 ・4日未満の入院の場合、4日分をお支払いします。 ・支払限度は、1回の入院で120日分(満80歳以降は60日分)、保険期間中で病気・ケガ入院それぞれ1,000日分です。
<p>ペッコ2 入院中に 手術したとき</p>	<p>手術給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本入院給付金が支払われる入院中に手術を受けた場合、お支払いします。 ・診療報酬点数が1,400点以上の手術が対象です。 ・お支払いは1入院期間につき1回です。
<p>ペッコ3 ケガ入院の退院後に 通院したとき</p>	<p>通院給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本入院給付金が支払われるケガ入院の退院後90日以内に、その入院の治療のため通院した場合、お支払いします。 ・支払限度は、1入院について30日分です。
<p>ペッコ4 5年ごとに 健康祝金</p>	<p>健康祝金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任開始日から5年ごとの年単位の契約応当日に生存していた場合、お支払いします。
<p>ペッコ5 保険期間中に 死亡したとき</p>	<p>死亡給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間中に死亡した場合、お支払いします。



◆保険料一覧(1口あたり)

契約年齢	月額保険料(円)	契約年齢	月額保険料(円)
0歳	224	36歳	456
1歳	224	37歳	470
2歳	224	38歳	484
3歳	224	39歳	498
4歳	224	40歳	512
5歳	224	41歳	528
6歳	224	42歳	544
7歳	224	43歳	562
8歳	230	44歳	580
9歳	236	45歳	598
10歳	242	46歳	616
11歳	248	47歳	636
12歳	254	48歳	656
13歳	260	49歳	678
14歳	266	50歳	700
15歳	272	51歳	724
16歳	278	52歳	748
17歳	284	53歳	774
18歳	290	54歳	800
19歳	296	55歳	828
20歳	304	56歳	856
21歳	312	57歳	884
22歳	320	58歳	914
23歳	328	59歳	944
24歳	336	60歳	974
25歳	344	61歳	1,004
26歳	352	62歳	1,036
27歳	360	63歳	1,068
28歳	368	64歳	1,100
29歳	378	65歳	1,134
30歳	388	66歳	1,168
31歳	398	67歳	1,204
32歳	408	68歳	1,240
33歳	420	69歳	1,280
34歳	432	70歳	1,324
35歳	444	71歳	1,366

※契約年齢は、契約日における加入者(被保険者)の満年齢です。
※契約時の保険料は、保険期間(終身)を通して変わりません。

お申込みをされる皆さまへ

別紙「ご契約の手引き（契約概要・注意喚起情報）」には、ご契約内容に関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しておりますので、必ずお読みください。

●保険契約者になれる方

契約日において、岩手県内に就業または居住している満15歳以上の方

●加入できる方（被保険者になれる方）

- ①契約日において満71歳以下の方
- ②契約日において次のいずれかに該当する方
保険契約者、保険契約者の配偶者、保険契約者と生計を一にする家族
※「生計を一にする」とは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することであり、同居であることを要しません。
- ③契約日において「健康に関する告知事項」に該当しない方
※申込日から契約日までの間に「健康に関する告知事項」に該当することとなった場合、契約はお引き受けできません。

●保険期間と保険契約の終了

- ①保険期間は終身です。
- ②被保険者が死亡したとき、契約は終了します。
- ③保険契約者は、いつでも保険契約を解約することができます。
なお、この保険契約に解約返戻金はありません。

●保険契約の開始（責任開始日）

ハピネス共済会が保険契約の申込みを承諾した場合、第1回保険料を受け取った日の翌月1日から保障を開始します。

●ハピネス共済会の保険契約

- ①ハピネス共済会の保険契約は、保険業法に定める認可特定保険業者が行う保険です。
- ②ハピネス共済会の保険契約は、「保険契約者保護機構」による補償の対象ではありません。
- ③ハピネス共済会の保険契約は、所得税法等に基づく「生命保険料控除」の対象ではありません。

●給付金をお支払いできない場合

■基本入院給付金

- ①被保険者または保険契約者の故意または重大な過失によるとき
- ②被保険者または保険契約者の犯罪行為によるとき
- ③被保険者の自殺行為または私闘によるとき
- ④被保険者の統合失調症、統合失調症型障害を原因とするとき
- ⑤契約日前に被保険者または保険契約者に判明していた先天性の異常（発育の異常、発育不全を含む）を原因とするとき
- ⑥検査を目的とし治療を伴わないもの、美容を目的とするもの、正常分娩によるもの
- ⑦被保険者の精神作用物質の使用を原因とする事故
- ⑧被保険者の泥酔を原因とする事故
- ⑨被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転または操縦をしている間に生じた事故
- ⑩被保険者が法令に定める酒気帯びで運転または操縦をしている間に生じた事故
- ⑪原因の如何を問わず、頸部症候群（むちうち症、頸椎捻挫など）または腰痛もしくは背痛で、他覚症状のないもの
- ⑫次の職業従事者の就業中に発生した事故
※力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業
- ⑬告知義務違反によるとき

■手術給付金

基本入院給付金をお支払いできない場合に該当する入院中の手術

■通院給付金

基本入院給付金をお支払いできない場合に該当する退院後の通院

■死亡給付金

- ①保険契約者の故意による（被保険者が保険契約者と同一年齢である場合を除く）
- ②死亡給付金受取人の故意による
- ③被保険者の犯罪行為による
- ④次の職業従事者の就業中に発生した事故
※力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

《健康に関する告知事項》

1. 申込日現在、病気やケガのため入院または休業（休養）していますか。
2. 申込日現在、医師の診察や検査および健康診断で、精密検査（再検査）、入院または休業（休養）や手術をすすめられていますか。
3. 申込日以前の3ヵ月間に、次の症状や変調がありましたか。
①血痰 ②しこり（頸部・乳房） ③血便・血尿、その他の不正出血 ④妄想・幻覚・幻聴
4. 申込日以前の1年間に、病気やケガのため継続して7日以上入院または休業（休養）をしたことがありますか。
5. 申込日以前の2年間に、次の病気で医師の治療や投薬を受けたことがありますか。
①悪性新生物 ②糖尿病 ③統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害 ④高血圧性疾患（高血圧、高血圧性心腎疾患など）
⑤虚血性心疾患（狭心症、急性心筋梗塞など） ⑥脳血管疾患（くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞など）

このパンフレットは、保険業法に定める認可特定保険業者が行う長期医療保険の概要です。詳細はご契約の手引き（契約概要・注意喚起情報）をご覧ください。

ハピネス共済会

一般財団法人 ハピネス共済会

〒020-0821 岩手県盛岡市山王町10番6号 山王ハイツ2階
TEL 019-652-3195 FAX 019-654-7262
<http://www.happiness.or.jp>

☎ **0120-413816** ヨイサーハイロー
受付時間 9:00～17:15（土・日・祝日・年末年始等を除く）